

## 「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」

[https://www.env.go.jp/earth/ozone/cn\\_naturalrefrigerant/grant/](https://www.env.go.jp/earth/ozone/cn_naturalrefrigerant/grant/)

以下冷凍冷蔵倉庫に関して

### 補助率

大企業	中小企業
補助率：原則 1 / 3 ※大企業に求める条件への合致を必須とする。	補助率：原則 1 / 3 ※中小企業への重点化施策の「先進的な中小企業」に合致している事業者は、補助率 1 / 2 とする。

※中小企業基本法における中小企業の定義に合致している事業者を中小企業とし、それ以外は大企業と見なします。

### [注意事項]

中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に準じ、下記の業種分類に応じた資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たす者を中小企業者とする。

補助事業者の業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たしていること）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下

※倉庫業は「製造業その他」

※ただし、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2/3 以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業

## 大企業に求める条件

大企業に対しては以下に合致することを審査時の条件とします。

### 【必須項目】

☆下表の「必須項目」を事業の応募申請時点で満たしていること。

※ただし、令和5年度事業に関しては、交付決定時までに満たせば良いこととする。

#### [冷凍冷蔵倉庫必須項目]

自然冷媒機器への転換目標を設定した上で、外部公表していること。

- ・自社の主要冷凍冷蔵機器のうち、今後新規導入する機器の100%を自然冷媒機器にすること。

### [注意事項]

主要冷凍冷蔵は基本的に保管スペースを指します。

### 【評価項目】

☆下記の「評価項目」のいずれか一つ以上に合致していること。

※評価項目は審査時の採点項目としても評価するため複数選択可

#### 1. 再エネ活用取組

①再エネ発電設備の導入（自家消費用）

②再エネ電力の購入

※上記①+②（①、②いずれかだけでも可）で事業所の消費電力の5%以上を賄っていること。

### [注意事項]

①は売電する設備を含まない。

②は PPA や再エネ小売り電気事業者から購入した電力で、環境価値証書類（クレジットなど）は含みません。

③その他、再エネ活用取組の先進的な実施

- i.再エネ活用のためのデマンドレスポンスの導入
- ii.再エネ活用のための蓄電池導入

#### ④再エネ推進の宣言

- i. 「[再エネ 100 宣言](#)」への参加
- ii. 「[RE100](#)」への加盟
- iii. 上記いずれかに準ずる自主宣言の外部公表

#### [注意事項]

※RE100 への加盟条件

- 1.世界的な企業、または国内で認知度や信頼度が高い企業
- 2.主要な多国籍企業
- 3.電力消費量が 100GWh(日本企業は 50GWh 以上※)の企業
- 4.RE100 の目的に貢献できる特徴や影響力を持っている企業

※再エネ 100 宣言 (RE Action)

RE Action は、中小規模の企業や団体でも参加できる枠組みであり、参加要件として「遅くとも 2050 年までに使用電力の 100%を再エネ化する」という目標を設定し、それを対外的に公表すること等が必要です。2019 年 10 月に発足した日本国内のイニシアティブです。

RE100 の対象企業や発電事業者以外である日本国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体全てが対象となります。

※ iii は、i と ii に準ずる目標を設定し、HP やサステナブルレポートなどに自主宣言として外部公表した企業です。

#### 2. 高水準の省エネに関する取組

- ⑤冷凍機の排熱利用
- ⑥設備の断熱・遮熱性向上

#### [注意事項]

評価項目④は企業として、それ以外の項目は、公募対象事業所の取組に対する評価です。

※なお、採択審査時には上記の他にも申請事業の CO2 削減コスト等、多角的な評価を行います。

## 中小企業への重点化施策

中小企業のうち、上記の 大企業に求める条件に合致し、かつ、補助対象事業（中小企業に限る）の採択案件の審査時得点順の上位 10%以内の事業者を『先進的な中小企業』と定め、この『先進的な中小企業』に対しては補助率を 1 / 2 とします。

### [注意事項]

上位 10%・・・内示案件件数の上位 10%

## 年度をまたぐ事業について

### [注意事項]

大規模事業などが対象となります。

※詳細に関しては、令和 5 年度 4 月以降に実施予定の公募説明会にてご確認ください。